

保 護 者 様

令和 8 年 5 月 2 7 日

大阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 立 清 水 小 学 校
校 長 川 本 直 也

非常変災時の措置の改定について

令和 8 年 5 月 29 日 より、気 象 庁 による新たな防災気象情 報 が運用され、この運用により、従 来 の「警 報」と「特 別 警 報」の 間 に、より避難の必要性が高い「危 険 警 報」が新たに位置付けられま す。

つきましては、次のとおり、これまでの非常変災時等の措置の一部を改定しますので、ご理解ご 協 力 いただきますようお願いいたします。

記

午前 7 時の時点、及び午前 7 時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生 した場合、臨時休 業 措置とします。

ア 気 象 庁 より、大阪市において、「暴 風 警 報」若しくは「暴 風 雪 警 報」又は河川氾濫を除く各種 「危 険 警 報」・「特 別 警 報」が発 表 された場合。(河川氾濫に係る警 報等は、市町村ごとではなく、 指定された河川ごとに発 表 されるので従 来 どの「イ」の措置基準に 準 じる)

イ 大阪市（大阪市長）より、所在する区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル 3 （高齢者等避難）」、「警戒レベル 4 （全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休 業 等については、気 象 庁 等から出される防災気 象 情 報 ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情 報 に基づき、ご判断ください。

また、情 報 収 集 に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）

○おおさか防災ネット（メール登録もできます）

○大阪市危機管理室 エックス

○LINE 大阪市公式アカウント

○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）

○緊急速報メール（受信できない機種もあります）

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

※登録等の設定は必要ありません。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度 5 弱 以上の地震が発生（気 象 庁 発 表）した場合。

おおさか まんにんくんれん どうよう
「大阪 880 万人訓練」と同様の
ほうそう はいしん
放送とメール配信があります。